

産業保健

企業・自治体・産学官連携等の
産業保健関係者の活動を支援します。

こうち

■ メンタルヘルス対策について

◎精神保健シンポジウム「働く人のメンタルヘルス」

◎《調査研究》高知県における職場のメンタルヘルス対策について

■ 相談員の窓

○メタボリックシンドロームと健康診断

○耳栓について

■ 高知労働局からのお知らせ

■ 研修会のご案内



独立行政法人労働者健康福祉機構

高知産業保健推進センター

産業保健 こうち

1	新年あいさつ 高知産業保健推進センター所長 大原 啓志
2	相談員の症 メタボリックシンドロームと健康診断 産業保健相談員(産業医学担当) 森木 光司
6	労働衛生工事シリーズ 耳栓について 産業保健相談員(労働衛生工学担当) 門田 健彦
8	調査研究 高知県における職場のメンタルヘルス対策について
11	高知労働局からのお知らせ 平成20年4月から健康診断項目が変更されます 石綿健康管理手帳の交付要件の改正について 高知労働局労働基準部安全衛生課
15	トピックス その1 平成18年度「第1回高知労働局」を開催 その2 ワークショップ方式による「産業医学研修会」を開催 その3 産業医学研修会で「コーチング」を開催 その4 平成18年度「母性健康管理研修会」を開催 その5 精神保健シンポジウム 「働く人のメンタルヘルス」が高知市で開催
20	お知らせ 産業医学研修会のご案内
22	産業保健セミナーのご案内
24	産業医学研修会・産業保健セミナー等受講申込書
25	新着ビデオの紹介
26	図書・ビデオ・機器等 利用申込書
27	「こうちさんぽメールマガジン」配信希望案内について
28	高知産業保健推進センター相談員のご紹介
29	助成金のご案内



新年のごあいさつ

高知県産業保健推進センター 所長

大原 啓志

新年あけましておめでとうございます。

平成13年に設置された当センターも、7年目の新年を迎えました。日ごろ、事業運営につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。おかげさまで、当センターの活動も少しずつ知られてきております。しかし、まだまだご利用は限られており、利用いただける事業の提供に向けた一層の取り組みが必要です。

昨年の取り組みでは、県下の事業場のご協力を得て、職場のメンタルヘルスケアに関するアンケート調査を行いました。メンタルヘルスは、過重労働による健康問題とともに近年わが国で大きな課題となっていますが、労働災害件数では本県で大きな増加がみられません。しかし、調査結果の概要は本号にも掲載しておりますが、他の府県等と同様に、メンタルヘルスが重要な課題になっていることがうかがえます。

そこで、平成20年度にかけてメンタルヘルス対策を重点目標の一つとし、職場における取り組みの交流、産業保健スタッフへの実践的な研修の実施、指針の周知、相談窓口の充実などを推進するための方策や当センターの役割について検討中です。メンタルヘルスは、業種を問わず、大きな課題になっているようです。関係機関との密接な連携ですすめられる県内での取り組みの中で、当センターが事業主をはじめ産業保健に関わる皆様にとって、より近い存在になることができればと願っております。

もとより、旧来の職業性疾患や作業関連疾患への対応も、依然として職場の重要な課題であり、その取り組みの推進も当センターの大きな課題です。当センターでは、専門家の相談員による窓口相談の開設、職場に伺う実地相談、研修や情報の提供を行っております。お気軽にご利用くださるようお願いいたします。

また、こうした相談や研修、情報提供では、個々のニーズへの適切できめ細かい対応や、職場で活用しやすい、実践的な内容が求められます。そのためには、私どもの一層の情報収集が必要ですが、同時に、地域性という点では、県内の身近な取り組みや工夫の事例などの蓄積とその活用も重要です。もし、職場で活用・工夫されている実態把握のツールや改善の好事例など、共有化が可能な情報があれば、ご提供いただければと存じます。より多くの職場での活用に向けて、紹介などの役割が果たせたらと考えます。

最後に、当センターの情報提供については、インターネットへのアクセスが昨年度から大きく増加しました。一方で、昨年2月に発售を開始したメール・マガジンについては、登録が少ないままにとどまっています。全国区のアクセスが増え、県内での身近な情報提供が伸びていないことになります。事業場の規模等によっては、インターネットやメール・マガジンの利用は限られるというご指摘もいただきましたが、ファックスの利用や地域産業保健センターとの連携による情報提供など、さらに工夫していきたいと思います。ご意見・ご要望をいただければ幸いです。

本年も、皆様のニーズに応えご利用いただけるよう努めたいと考えております。さらなるご支援・ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

メタボリックシンドロームと健康診断

高知医療保健推進センター 基幹科医員
麻木 光男



I メタボリックシンドロームについて

最近、メタボリックシンドローム、略して「メタボ」という言葉をよく聞くようになりました。日本国にはなかなか馴染みにくいのですが、あえて考えると次のようになります。

私たちの体内では、体外から取り入れた食物等の栄養物を消化吸収し、この栄養物を生命維持のためにさまざまな物質に分解あるいは合成していますが、この反応を代謝＝メタボリズムといいます。このメタボリズムが異常発達して、余計な脂肪が内臓に蓄積し、これを放置すると生命の危機に関わる重症の病気・状態を、メタボリックシンドロームと呼ぶようになりました。

内臓に脂肪（内臓脂肪、この中に動脈硬化を引き起こす悪玉アディポサイトカインという物質が多く含まれていることがわかってきました）がたまる原因として、以前から不適切な生活習慣（食べ過ぎ、運動不足、飲酒、喫煙など）があげられ、その結果「高血糖→糖尿病」、「高血圧」、「血中脂質の異常→高脂血症」などがおこり、これらが関連性を持って密接に関連した病的状態がメタボリックシンドロームなのです。このまま放置しますと、動脈硬化が進行・増悪して、狭心症、心筋梗塞、脳卒中、腎不全（人工透析）などの生命を脅かす病気や合併症が発症するといわれています。



II メタボリックシンドロームの診断基準

以下の基準にあてはまる場合が、メタボリックシンドロームです。

1. 必須項目

内臓脂肪の蓄積 腹囲（臍の高さで測定） 男性:85cm以上
女性:80cm以上

2. 選択項目（以下の3項目の内2項目が当てはまること）

- 1) 高血圧 最高血圧（収縮期血圧）:130mmHg以上
かつ/あるいは 最低血圧（拡張期血圧）:85mmHg以上
- 2) 空腹時高血糖 110mg/dl以上
- 3) 血中脂質 中性脂肪:150mg/dl以上
かつ/あるいは HDLコレステロール:40mg/dl以下

1. の必須項目があり、それに加えて2. の選択項目のうち2つ以上の項目がある場合を、メタボリックシンドロームと診断します。選択項目単独では直ちに重症化するわけではないのですが、これらの項目は代謝面で密接に関連していて、悪影響しながら重症な状況になりやすいのです。

厚 生労働省によれば、現在40～74歳の男性で2人に1人、女性では5人に1人が、このメタボリックシンドロームが強く疑われるか、その予備軍と考えられ、その数は1800万人ともいわれています。(しかもこれらの人々では、殆ど自覚症状が無く、大したことはないだろうと考えられがちです)

このため、2008年(平成20年)4月から、現在行われている住民基本健診が「特定健診」というものになり、これに「特定保健指導」が加わって、共に医療保険者に義務化されます。そして2015年(平成27年)までにメタボリックシンドロームを25%減少させることを目標としています。事業所で働く人々の健康診断にも、この方針が当然取り入れられ、わが国のメタボリックシンドロームを減少させる取り組みが行われ始めました。

III メタボリックシンドロームの予防と治療

1. メタボリックシンドロームの予防

今までみてきましたように、メタボリックシンドロームは、不適切な生活習慣に端を発するものでした。したがって、この不適切な生活習慣を正すことです。そしてそれぞれの時期に、適切な健康診断(特定健診)と保健指導を受けて、それ以上の病的状態に陥らないように、各人が自分の健康に責任を持ってほしいのです。(特定健診と保健指導を受けないと何らかのペナルティが考えられています)

2. メタボリックシンドロームの治療

この治療は、1.の予防の生活習慣の修正法が基本であり、これに加えて、おのれの疾患(高血圧症、高脂血症、糖尿病など)について、状況に応じた薬物療法などを行います。

IV メタボリックシンドロームの考え方

× メタボリックシンドロームは最近出来たばかりの概念であり、その診断基準や考え方にまだ多くの意見や異議もあり(特に、腹囲や高血圧の基準、心筋梗塞、脳卒中などの発症との関連性など)、早速これらを見直す大規模調査が始められます。その他の研究なども今後も続けられるわけで、こうした診断・治療の気持は、いっそう発展するものと思われますが、不適切な生活習慣が最大の原因であることには変わりないので、私たちはこの改善に向かっていかなければならないと思います。

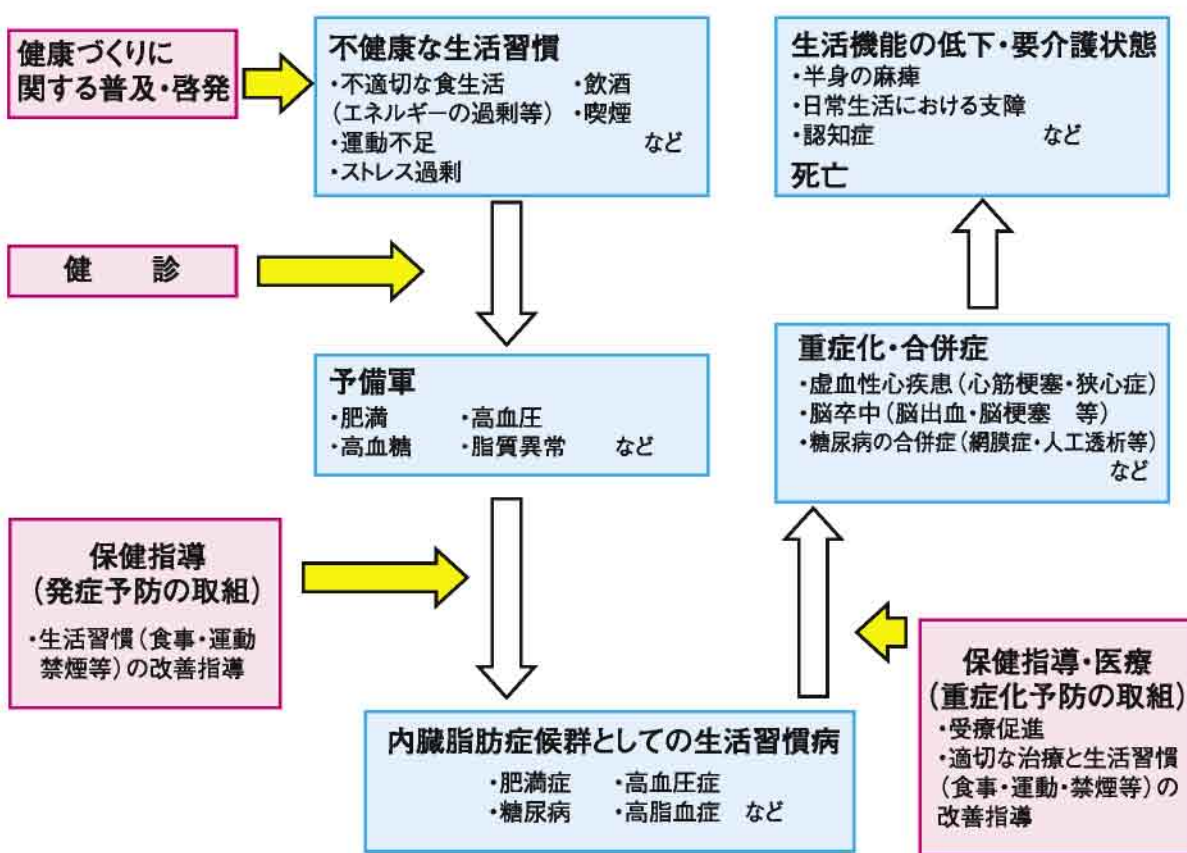
今までみてきたメタボリックシンドロームの診断・予防・治療と、特定健診、保健指導の流れを图示すると次のようになります。

〈文献1、2〉

生活習慣病の発症予防・重症化予防対策の分析・評価指標
～メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防～

各医療保険者、都道府県、国レベルで以下のような分析・評価を行い、生活習慣病の減少に努める。

生活習慣病の発症・重症化



Ⅴ 労働安全衛生法とメタボリックシンドローム

労 働安全衛生法における健康診断にも、当然、このメタボリックシンドロームの要素が入ってきます。すなわち、雇入れ時と35歳時および40歳以上の労働者の健康診断項目に、「腹囲」の測定を追加、さらに総コレステロール量に代えて、LDLコレステロールの量（単独でも動脈硬化を生ずるといわれ、俗に悪玉コレステロールといわれています）を測定することが決められました。

この新たな健康診断は、2008年（平成20年）4月から施行されますが、医師の判断で省略しても良い項目もあり、また高知県方式による特定健診では、ヘモグロビンA1cが必須項目になるなど多少の変更もあり、その比較表を示しておきます。

労働安全衛生法における健康診断の新旧項目と特定健診項目

対 象		労働安全衛生法		特定健診
		全労働者		高知県方式（特健＋介護）
		【現在】	【改正後】	40～74歳まで全国民
診察等	問診（既往歴及び業務歴の調査）	○	○	○
	（禁煙歴及び服薬歴）		※1	○（問診に含まれる）
	身体計測（身長）	●1	●1	○
	（体重）	○	○	○
	（腹囲）		●2 ※2	○
	視力	○	○	
	聴力	○	○	
	自覚症状及び他覚症状の有無の検査	○	○	○
	血圧	○	○	○
胸部エックス線検査		○	○	
喀痰検査		□1	□1	
貧血検査	ヘマトクリット			○
	血色素量	●2	●2	○
	赤血球数	●2	●2	○
検査 肝機能	G O T	●2	●2	○
	G P T	●2	●2	○
	γ-G T P	●2	●2	○
血中脂質検査	血清総コレステロール	●2		
	血清トリグリセライド	●2	●2	○
	H D L コレステロール	●2	●2	○
	L D L コレステロール		●2	○
検査 血糖	空腹時血糖	●2	●2	
	ヘモグロビンA 1 c	(□2)	(□2)	○
尿検査	蛋白	○	○	○
	糖	●3	○	○
	潜血			
心電図検査		●2	●2	□
血清クレアチニン				
血清尿酸				
眼底検査				□

- ：必須項目
□：医師の判断に基づき選択的に実施（40～74歳）
□1：胸部エックス線検査により病変及び結核発病のおそれがないと診断された者について医師の判断に基づき省略可
□2：血糖検査については、ヘモグロビンA 1 cで代替も可（平成10年12月15日 基発第697号）
■：いずれかの項目の実施で可
●1：20歳以上の者については、医師の判断に基づき省略可
●2：35歳及び40歳以上の者については必須項目（それ以外の者については、医師の判断に基づき省略可）
●3：血糖検査を受けた者については、医師の判断に基づき省略可
※1：喫煙歴及び服薬歴については、問診等で聴取を徹底する旨通知。あわせて保険者への情報の提供について協力を依頼
※2：測定省略基準を策定、簡便な測定方法を導入

〈文献〉

- 厚生労働省 健康局：標準的な健診・健康指導プログラム（確定版）.2007.4.:144.
- 矢島鉄也：厚生労働省の取り組み.日本医師会雑誌 2007,136(1) 特別号,S250-S254

耳栓について

労働衛生工学相談員
門田 誠幸



あなたの職場には、騒音で会話が聞き取れない作業場がありませんか？大声を出さないと会話できない作業場では、騒音が85dB(LAeq(アシベル))を超えているかも知れません。85dB(LAeq)以上の騒音作業場で長期勤務を続けると、職業性聴覚障害となってしまう危険性が高まります。こういった騒音作業場では、対策としてよく耳栓が使われます。

1) おそろしい職業性聴覚障害

職業性聴覚障害は、症状が進行すると治療が困難となるおそろしい労働疾病です。初期には徐々に聴力が失われることや会話域よりも高い周波数の聴力が失われます。このため、本人は、なかなか気がつきません。騒音の大きな職場では、騒音対策とあわせて、配置前や6か月に一度の定期聴覚診断が必要です。また騒音には、イライラや注意力減退などの心理的な影響があり、作業効率の低下や不注意による事故発生の原因となってしまいます。

2) 耳栓の前に

作業場の騒音対策として、耳栓を利用する前にしなければならないことがあります。まず騒音測定をすること、次に耳栓に頼らずに、騒音を低くすることができないかを検討することです。

作業場の騒音がどれだけかを把握していないと、耳栓の効果がわかりません。さらに騒音対策を検討する上でも測定結果が必要となります。対策検討には、騒音の周波数分析もした方がいいでしょう。厚生労働省の「騒音障害防止のためのガイドライン」では、騒音の作業環境測定を、6か月に一度定期に実施する作業場を定めています。

次に騒音対策として、工学的な対策を検討してください。安易に耳栓だけに頼ると、着用が個人任せとなってしまい、不着用やうまく着用できない作業員がでます。

工学的対策は、まず低騒音機械への転換、防音カバーや吸音ダクトを採用するなどの騒音源対策を検討します。次に機械の配置を工夫したり、防音壁を採用したりする騒音伝播対策を検討します。これらの工学的対策を検討した上で、コスト等により困難な場合や施工までの応急措置として、耳栓を使います。

3) 耳栓の種類

耳栓は、性能によって種類がありますので、作業場の騒音にあったものを選びます。日本工業規格には、表のとおり、防音保護具の規格があります。このうち耳栓には、低音から高音まで塞ぐJIS第1種と、主として高音を塞ぎ、会話域程度の低音を比較用とすJIS第2種があります。JIS第2種は、耳栓をして会話がある程度可能ですが、会話域の周波数騒音が大きい作業場では、十分な遮音効果は期待できません。このため耳栓の選定は、メーカーのカatalog等に記載されている周波数ごとの遮音値と、作業場騒音の特性を比較する必要があります。また、非常に騒音の大きい作業場では、耳栓と耳覆い(イヤーマフ)を併用すると高い遮音効果が期待できます。

表 防音保護具 (JIS T 8161)

	種類	記号	周波数 (Hz)						
			125	250	500	1000	2000	4000	8000
耳栓	1種	EP-1	10dB以上	15dB以上	15dB以上	20dB以上	25dB以上	25dB以上	20dB以上
	2種	EP-2	10dB未満	10dB未満	10dB未満	20dB未満	20dB以上	25dB以上	20dB以上
耳覆い (イヤーマフ)		EM	5dB以上	10dB以上	10dB以上	25dB以上	35dB以上	35dB以上	20dB以上

なお、騒音作業場では、作業者は騒音の影響や耳栓を着用しているため、船内放送や警報が聞き取りにくくなります。こういった作業場では、光や色による警報の工夫をしてください。

4) 耳栓の正しい装着

耳栓の遮音値は、正しく着用したときに得られる効果です。ゆるく着用した場合には、十分な効果は期待できません。着用は、写真に示すように、着用する耳と反対側の手を顔の横に回して、耳殻の上をつまんで、後上方に引っ張って、耳の穴を真っすぐにして、耳栓を強く押し込みます。



騒音の大きな作業場では、職業性聴覚のこわさや耳栓の着用方法を、日常のミーティングや安全教育等とおして、繰り返し徹底するようにしてください。つい「めんどくさい」や「ちょっとの時間だから」との理由で、耳栓の不着用者がいないようにしましょう。

職場の騒音測定、騒音対策、耳栓の選択及び安全教育などについて、お困りの際には、ぜひ当センターの無料相談窓口を利用してください。



耳栓



耳覆い

高知県における職場のメンタルヘルス対策（調査報告）

高知産業保健推進センター

高知産業保健推進センターでは、平成19年度の調査研究事業の一環として、本情報誌を送付している事業場にご協力をいただき、「職場のメンタルヘルス対策」に関するアンケート調査を行いました。調査は、2007年7-8月に、当センターの情報誌を送付している987事業場を対象に郵送法で行い、64.6%（638事業場）という高率のご回答をいただきました。

ご協力いただいた皆様に心からのお礼を申し上げ、結果の概要を報告いたします。

1. 過去3年間に34%の事業場がメンタルヘルスの事例を経験

過去3年間に「メンタルヘルス（心の健康）に関する心身の不調や業務上の支障が生じた事例」の「経験あり」が34%でした。他県での調査結果とかわらない結果といえます。

規模別には、従業員数が多いほど事例を経験した事業場が多く、300人以上の事業場では80%を超えていました。（図1）

業種別には、「医療・福祉」や「金融・保険」が高率でした。（図2）

事例の問題の内容は、「職場の人間関係」、「長期休職」、「仕事への意欲低下」などが多く（図3）、また、事例に誰が対応したかについては（複数回答）、「人事・労務」64%、「保健師・看護師」16%、「産業医」10%などとなっています。

図1 過去3年間のメンタルヘルス事例

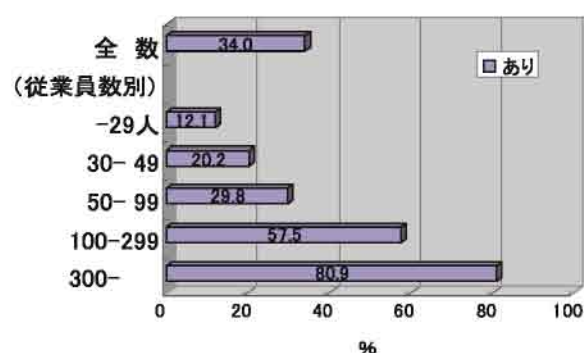


図2 過去3年間のメンタルヘルス事例（業種別）

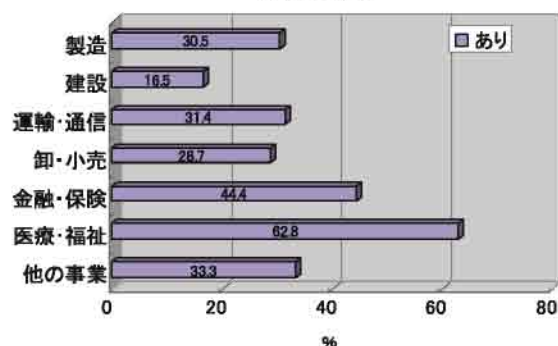
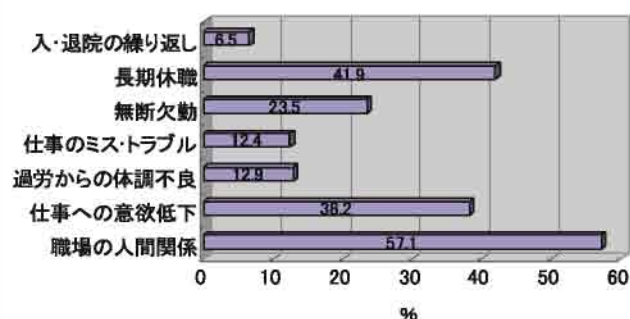


図3 事例の問題の内容（事例ありに対する割合）



2.メンタルヘルス問題の発生にそなえて17%の事業場が対応策を決めている

事例発生にそなえた対応策は、「決めている」17%のほか「検討中」が13%でした。従業員数別には、「決めている」事業場が50-299人では20%前後、300人以上では50%程度です。(図4)

業種別には、「決めている」が金融・保険業で高く(81%)、次いで運輸・通信業34%、医療・福祉28%でした。

対応策の内容では、「担当者の役割」(全体で12%)を決めている事業場が多く、「治療・休職・職場復帰」については全体で9%、300人以上では26%が決めていましたが、「マニュアルを作成している」は、全体で4%、300人以上でも11%でした。(図5)

図4 メンタルヘルス問題発生にそなえた対応策

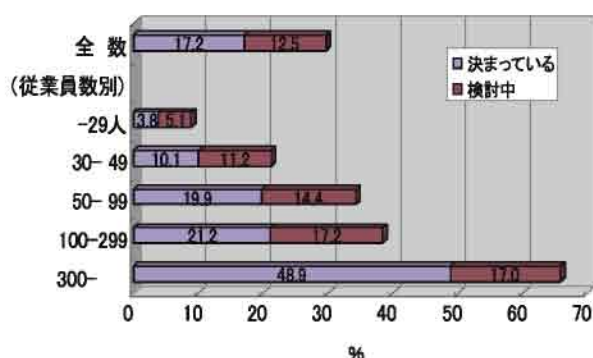
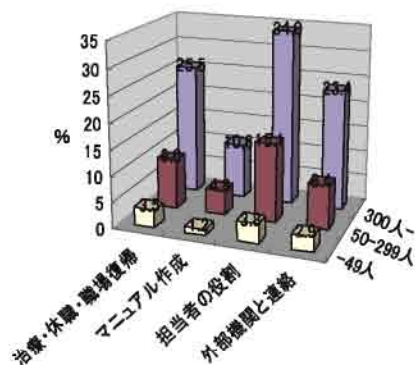


図5 対応策の内容



3.メンタルヘルス対策について39%の事業場が取り組みや活動を行っている。

従業員数別には、300人以上では75%が実施していますが、50-299人では45%、50%未満では22%でした。(図6) 業種別には金融・保険業の89%が高く、運輸・通信業51%、医療・福祉45%などとなっています。

取り組みや活動の内容としては、300人以上の事業場では「相談」、「従業員の教育・研修」、「担当者の研修」などが40-45%で多く行われていました。(図7)

図6 メンタルヘルス対策に関する活動

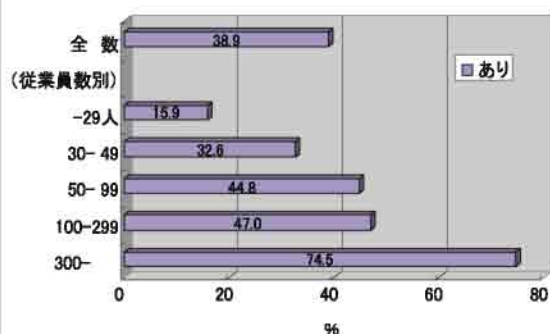
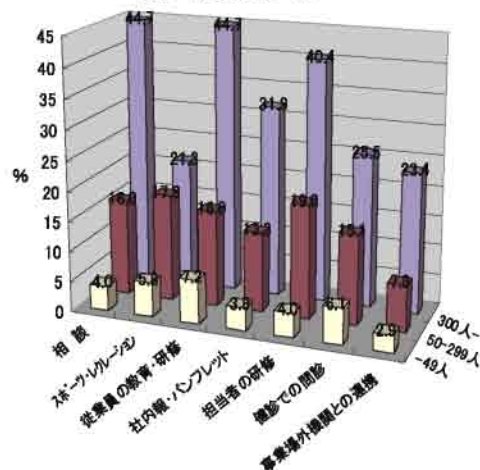


図7 活動の内容

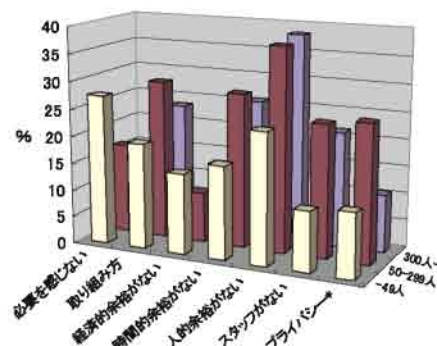


4. 取り組み上の課題として28%が「取り組み方が分からない」を選択

取り組み上の課題について、全体では「人的余裕がない」35%に次いで、「取り組み方（が分からない）」28%が多く回答されました。一方で、「必要を感じない」も24.1%にみられます。（図8）

従業員数別にみると、「必要を感じない」は50人未満で高率でしたが、「取り組み方が分からない」は300人以上でも23%が選択していました。50-299人では「プライバシー（の確保が困難）」を他の群より多くあげています。

図8 取り組み上の課題

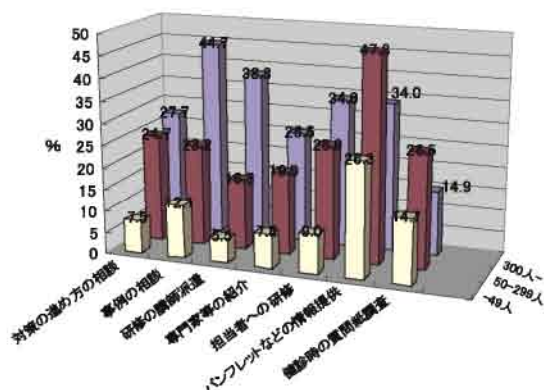


5. 外部機関への要望は「情報提供」41%が最多

メンタルヘルス対策に関する外部機関への要望では、「パンフレットなどの情報提供」41%が最も多く、他の項目は20%程度かそれ以下でした。

従業員数別には、300人以上では「事例の相談」、「研修講師の派遣」などが多いのに対して、50-299人では「情報の提供」が多く、「健診時の質問紙調査」が高いことも特徴といえます。

図9 外部機関からの支援への要望

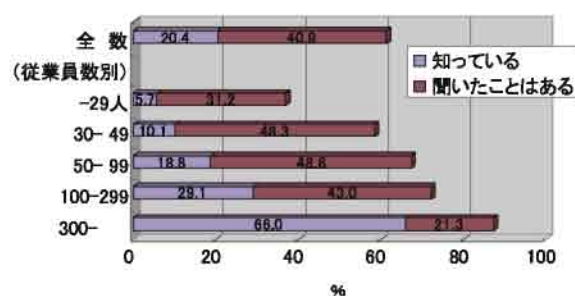


6. 厚生労働省の「メンタルヘルスケア指針」は20%が知っていると回答

2000年に出された職場のメンタルヘルスケア指針（2006年に新指針）について、「知っている」は20%、「聞いたことがある」は41%で、他県の調査例に比べて低い結果でした。

また、「指針を知っている」事業場は、従業員数の少ない場合でも「対策への取り組み・活動」が多く、「外部機関への要望」では「担当者への研修」、「事例の相談」、「研修講師の派遣」が多い傾向がありました。

図10 メンタルヘルスケア指針（厚生労働省）の周知



この貴重な資料をもとに、当センターでは今後の事業のあり方について検討しておりますが、当面、① パンフレットの配布をはじめ情報提供をすすめる、② 2006年に改訂された「メンタルヘルス指針」（労働者の心の健康の保持増進のための指針）の周知のための機会を増やす、③ 窓口相談、担当者（労務・人事、衛生管理者など）の研修、研修講師の派遣など実施中の事業について一層の利用をはかるための周知に努めるなどを考えています。

あわせて、職場のメンタルヘルス対策を支援するネットワークづくりの資料としてご活用いただければと願っております。

平成20年4月から健康診断項目が変更されます

高知労働局安全衛生課

労働安全衛生規則(省令)の一部の改正のお知らせ

- 1 雇入時の健康診断(第43条)、定期健康診断(第44条)及び海外派遣労働者の健康診断(第45条の2)の項目が、次のように改正されます。

- (1) 腹囲の検査が追加になること。
- (2) 血清総コレステロールの量の検査に代えて、低比重リポ蛋白コレステロール(LDLコレステロール)の量の検査を行うこと。

- 2 施行期日等

省令は、平成20年4月1日から施行です。

省略基準の告示(平成10年労働省告示第88号)も一部改正されます。

- 1 「腹囲の検査」の省略について

下記(1)～(4)に掲げる者について、医師が必要でないと認めるときは、腹囲の検査を省略することができます。

- (1) 40歳未満の者(35歳の者を除く。)
- (2) 妊娠中の女性その他の腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者
- (3) BMI(※)が20未満である者

$$\text{※BMI} = \frac{\text{体重(kg)}}{\text{身長(m)}^2}$$

- (4) 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者(BMIが22未満である者に限る。)

- 2 「尿中の糖の有無の検査」の必須化

改正前においては、血糖検査を受けた者について、医師が必要ないと認めるときは、尿中の糖の有無の検査を省略することができることとされていましたが、この規定が削除されます。

- 3 適用日

平成20年4月1日

労働安全衛生法における健康診断の新旧項目と特定健診項目

		労働安全衛生法		特定健診
対 象		全労働者		40～74歳まで全国民
		【現在】	【改正後】	
	問診(既往歴及び業務歴の調査)	○	○	○
	(禁煙歴及び服薬歴)		※ 1	○(問診に含まれる)
	身体計測(身長)	● 1	● 1	○
	(体重)	○	○	○
	(腹囲)		● 2 ※ 2	○
	視力	○	○	
	聴力	○	○	
	自覚症状及び他覚症状の有無の検査	○	○	○
	血圧	○	○	○
胸部エックス線検査		○	○	
喀痰検査		□ 1	□ 1	
貧血検査	ヘマトクリット			□
	血色素量	● 2	● 2	□
	赤血球数	● 2	● 2	□
肝機能検査	GOT	● 2	● 2	○
	GPT	● 2	● 2	○
	γ-GTP	● 2	● 2	○
血中脂質検査	血清総コレステロール	● 2		
	血清トリグリセライド	● 2	● 2	○
	HDLコレステロール	● 2	● 2	○
	LDLコレステロール		● 2	○
検査糖	空腹時血糖	● 2	● 2	■
	ヘモグロビンA1c	(□ 2)	(□ 2)	■
尿検査	蛋白	○	○	○
	糖	● 3	○	○
	潜血			
心電図検査		● 2	● 2	□
血清クレアチニン				
血清尿酸				
眼底検査				□

○ : 必須項目

□ : 医師の判断に基づき選択的に実施(40～74歳)

□ 1 : 胸部エックス線検査により病変及び結核発病のおそれがないと診断された者について医師の判断に基づき省略可

□ 2 : 血糖検査については、ヘモグロビンA1cで代替も可(平成10年12月15日 基発第697号)

■ : いずれかの項目の実施で可

● 1 : 20歳以上の者については、医師の判断に基づき省略可

● 2 : 35歳及び40歳以上の者については必須項目(それ以外の者については、医師の判断に基づき省略可)

● 3 : 血糖検査を受けた者については、医師の判断に基づき省略可

※ 1 : 喫煙歴及び服薬歴については、問診等で聴取を徹底する旨通知。あわせて保険者への情報の提供について協力を依頼

※ 2 : 測定の省略基準を策定、簡便な測定方法を導入

石綿健康管理手帳の交付要件の改正について

～平成19年10月1日より交付要件が変わりました

労働安全衛生規則の改正により、石綿業務に従事した離職者を対象とする健康管理手帳の交付要件が平成19年10月1日より変わりました。これにより、一定の石綿作業従事歴のある方も健康管理手帳の交付の対象となります。

○ 健康管理手帳とは

石綿を製造し、又は取り扱う業務に従事していた方(※)については、将来、肺がんや中皮腫などの健康被害が生じるおそれがあります。これらの疾病については、石綿にさらされてから発症までの期間が非常に長く、離職後に発症することが多いため、健康管理手帳制度を設けて、離職後の健康管理を行っております。

健康管理手帳の交付を受けると、労災病院をはじめとする、指定された医療機関で決まった時期に健康診断を6ヶ月に1回、無料で受けることができます。

※対象となる方は、過去に石綿の取扱い業務を行っていたが、その後に転職又は退職し、現在は石綿業務から離れている方が含まれます。

○ 対象となる業務とは

石綿(これをその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務。代表例としては、以下のような業務があります。

- 石綿製品の製造工程における作業
- 石綿の吹付け作業
- 石綿が吹き付けられた建築物や石綿製品が被覆材又は建材として用いられている建築物等の解体等の作業
- 石綿製品の切断等の加工作業

○ 健康管理手帳の交付要件とは (2)、(3)が新しく追加されました。

- (1) 両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。
(2) (新) 下記の作業に1年以上従事していた方。(ただし、初めて石綿の粉じんにばく露した日から10年以上経過していること。)

- 石綿の製造作業
- 石綿が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修もしくは除去の作業
- 石綿の吹付けの作業又は石綿が吹き付けられた建築物、工作物等の解体、破碎等の作業

- (3) (新) (2)の作業以外の石綿を取り扱う作業に10年以上従事していた方。

(注意事項)

- ①対象者は石綿を直接取り扱う作業に継続して従事していた方に限られます。
②交付要件の(2)、(3)両方の従事歴がある方については合算することができます。
(2)の従事期間の月数を10倍し、(3)の従事期間の月数に足し合わせ、合計が120ヶ月以上の場合には、手帳を受け取ることができます。
(例): □に6ヶ月間、□に6年間従事していた場合
→ $(6ヶ月 \times 10) + 6年(72ヶ月) = 132ヶ月 \geq 120ヶ月$
→ 手帳を受け取ることができます。

～石綿作業に従事していたかわからない方、心配されている方～

下記の厚生労働省ホームページをご参照ください。

(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetsu/roudou/sekimen/roudouaya2/index.html>)

○ 申請に必要なもの

申請の前には事業場の所在地を管轄する都道府県労働局へ、申請後は申請者の住所地の都道府県労働局へ申請してください。労働局による審査後、交付要件に該当する場合には手帳が交付されます。

①健康管理手帳交付申請書

②申請者本人が記載した履歴書

上記①、②に加えて

③石綿作業に従事していたこと及び従事期間について記載された事業者の証明書

④事業者の証明書が得られない場合、または不十分な場合には、申請者の申立書に加えて、石綿作業に従事していたこと及び従事期間について記載された2名以上の同僚者の証明書

⑤事業者の証明書、同僚者の証明書ともに得られない場合、または不十分な場合には、申請者の申立書に加えて、事業場における石綿健康診断の本人への結果通知、社会保険の健康診断記録、給与明細、雇用関係に係る証明書を添付してください。

● 交付要件の(1)に該当する場合は、レントゲン写真、CT写真、じん肺健康診断結果証明書等も提出してください。

○ 申請にあたっての注意事項

● 健康管理手帳交付申請書、申請者本人が記載した履歴書、事業者の証明書、申請者の申立書、同僚者の証明書については所定の用紙を使用してください。

● 必要に応じて、申請者、事業者、同僚者の方への聴取調査が行われることがあります。

● 氏名、住所、電話番号等の個人情報、健康診断の結果を通知するため、都道府県労働局より健康診断を実施する医療機関へ提供されることがありますのでご了承ください。

● 申請時に提出された書類は、レントゲン等の写真を除き返却いたしかねますのでご了承ください。

● 申請に必要なもののうち、①及び②のみでの申請は認められません。

● 健康管理手帳の取得については都道府県労働局（安全衛生課または労働衛生課）にお問い合わせください。

● 健康管理手帳の交付を受けられた方であっても、石綿による疾患(注)を発症し、労災請求した場合には、労働基準監督署において石綿ばく露作業従事歴等を調査の上、法定基準に基づいて業務上の疾病に該当するか否かを判断することとなります。

● なお、労災請求については最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

(注) 石綿による疾患…石綿肺、肺がん、中皮腫、悪性石綿胸水、びまん性肺線状硬変

トピックス1

平成18年度「第1回産業保健委員会」を開催

平成18年10月22日、当センターにおいて、平成18年度第1回産業保健委員会が開催されました。

会議では、事務局からの平成18年度事業評価報告、平成18年度上半期の事業報告及び下半期の事業計画について慎重な審議が行われました。また、平成19年度調査研究のうち、調査が終了した「職場におけるメンタルヘルス対策に関する調査」について中間集計結果の概要が報告され、高知県におけるメンタルヘルス対策のすすめ方等について意見が交換されました。



産業保健委員会風景

トピックス2

「産業看護実践研修会」で「コーチング」を開催

平成18年10月20日、11月3日の2日間にわたって、当センター研修室、高知市文化プラザかるぼーとにおいて、高知県産業保健研究会との共催により「保健指導に活かすコーチング」をテーマに「産業看護実践研修会」を開催いたしました。

研修は高知女子大学・生活科学部健康栄養学科 教授 笠原真子先生からコーチングの概要のほか傾聴、承認、質問、5つの基本ステップ及びコミュニケーション・スタイルチェック等について解説された後、各自・グループによる演習を含む参加型の研修が盛められ、楽しく学ぶことができ、有意義な研修となりました。

来年度から始まる特定保健指導を前に、何か役に立つことを吸収しようと体験学習にも熱が入っていました。

産業看護実践研修は、高知県産業保健研究会と共催で行われています。事業場や保健機関な



研修風景

どに属する保健師・看護師・栄養士など、専門性をもつ産業保健スタッフの情報交換を含めた研修内容になっています。本年度は、これまでに9回の研修会と4回の勉強会が行われました。一人職場で奮闘している方が多く、この研修に参加することで、他のメンバーと知識やスキルの共有ができています。最近では、職場のメンタルヘルスや過重労働、安全配慮義務といった身近な問題に取り組み、毎回、真剣なディスカッションが行われています。

トピックス3

ワークショップ方式による「産業医学研修会」を開催

平成19年10月13日、当センター研修室で「職場改善の実際～人間工学の立場～」をテーマとする「産業医学研修会」を開催しました。

当日は、ワークショップ方式による研修が行われ、まず、講師の広島文教女子大学・福祉工学 教授 宇土 博先生から、職場における人間工学的な改善対策の進め方、改善手法等について講義を受けたのち、事例に基づく実践的な研修に入りました。

事例は、スライドで作業場面が提示され、最初に作業等に関する簡単な説明を受けました。そのあと、グループに分かれて、スライドの作業場面について、改善すべき点などが検討されました。検討の結果はオーバーヘッドプロジェクターを用いて発表、講師からのコメントが



広島文教女子大学

行われました。事例は、事務職場におけるVDT作業と介護施設における介護作業の2つでしたが、活発な討論があり、受講者から有益という評価をいただきました。

トピックス4

平成19年度「母性健康管理研修会」を開催

平成19年11月16日、ウェルサンピア高知において、社団法人高知県医師会と共催し厚生労働省委託事業「母性健康管理研修会」を開催しました。当日は、県内から事業主、産業医、保健師、看護師、衛生管理者、協会均等推進責任者、人事労務担当者など81名が出席し、高知労働局雇用均等室 茂木治美室長、高知労働局母性健康管理指導医 三木純先生並びに新日本看護法人健康サポートセンター産業医 初見知寿先生による講演が行われました。講演後、産業医からは母性健康管理指導事項連絡カードの取扱方法や、企業の担当者からは、①産業保健スタッフの立場から、体験などを交えながら母性健康管理の重要性、企業サイドのサポートの仕方、さらには企業内の合意形成のノウハウなど実践・実務に重点をおいた研修で、産業



研修会場

保健スタッフにとって実践力を身につける絶好の機会となった。②衛生委員会をはじめ企業サイドのサポートの重要性を改めて認識し、早速、衛生委員会において議題として取り上げたい、との意見が寄せられるなど、有意義な研修会となりました。

精神保健シンポジウム「働く人のメンタルヘルス」が高知市で開催

「働く人のメンタルヘルス～今、私たちの職場でできることは？～」をメインテーマとする「精神保健シンポジウム・高知」（実行委員長：井上新平・高知大学副学長）が、10月30日に高知市で開催されました。（財）日本精神衛生会と高知県精神保健福祉協会によるもので、本県でも重要な課題である職場のメンタルヘルスについて貴重な研修の機会を与えていただきました。当日は多数の参加者があり、フロアからの発言も活発で、産業保健関係者にとって有意義な会でした。

廣田典世教授（産業医科大学）の特別講演「職場におけるメンタルヘルス対策の現状と課題」に続いて、高知県における取り組みなどについてのシンポジウムがあり、4人のシンポジストからの話題提供のあと、意見交換が行われました。このシンポジウムには、当推進センターの伊藤高、杉原由紀の両相談員と大原啓志所長も、それぞれコメンテーター、シンポジスト、司会者として参加しました。

シンポジウムでの4人のシンポジストの話題提供について、要旨を紹介します。



シンポジウム「高知県における取り組みと課題」～職場復帰を中心に～

◇「メンタルヘルス不調の背景と課題」～労働行政から見てくるもの～

大野俊文氏（高知労働局労働基準部安全衛生課）

- ・ 職場のメンタルヘルス不調が増加しているが、種々の調査結果から、働き過ぎの突進、労働の質と量の多さ、人間関係と同時に労働者同士の連携、支援の不十分さがその背景にあることが指摘されている。働き過ぎについては、おもてに出た残業時間の長さだけでなく、いわゆるサービス残業、不払い残業も、隠された労働時間として注目する必要がある。



- ・心身の不調の結果として休職が起きるが、安心して休めるかについては休職や病気休職制度が大きく関係する。これらの制度や休職中の賃金保障は、事業所によって多様であり、職場復帰に大きく影響する。
- ・行政の立場では、まず、労働基準法なり労働安全衛生法が基本になる。労働者の健康と安全を保障する最低基準であるそれらの制度を守って欲しい。また、労働者の心の健康の保持増進や労働時間、通勤労働等に関する通達を活用して欲しい。一次予防としての労働環境、労働のあり方を同じ視点が重要で、残業で得られる追加所得がない18時間労働の所得だけでは生活できない状況を、今一度考えていくべきでないか。
- ・精神疾患に対するいわゆる偏見なり、差別的なまなざしは、早期発見を遅らせ、患者が働きにくい状況に繋がる。これらの払拭も課題である。
- ・高知県では事業所の94.7%が29人以下であり、産業医等の産業保健スタッフの専任配置がなく、必要性が認識されても対策を実践できない。本県としては、その中でどうしていくかの課題もある。

◇「高知大丸における職場復帰の取り組み」～事業所の立場から～

榎本安子氏（高知大丸経営・人事部）



- ・従業員が310名、取引先の従業員が約650名就業している事業場で、平成7年頃安全衛生委員会でメンタルヘルスクエア活動を提案したが、時期尚早との判断だった。平成11年から産業医と相談して心の健康診断を実施してきたが、そのうちに、職場のメンタルヘルスクエア計画がでて、その後押しもあって職場復帰のシステムづくりが進んだ。
- ・職場復帰システムの概要は、①休職者の外来診療を利用して産業保健スタッフの面談をしている、必要があれば本人からの希望で主治医との三者面談を行う、②復職については、本人、主治医、産業保健スタッフ（産業医・保健師）の三者面談、就業場所が決まるとラインの上司が加わり四者面談、最後に人事労務担当者が入って具体的な復職後の説明を行う、というものである。復職後も定期的に面談によるフォローを行うが、上司・同僚へのフォローも重要と考えている。
- ・このシステムでは、①本人は休職中も会社と繋がっているという安心感もてる、②会社は主治医からのタイムリーな情報が得られ、適切な復職の準備ができる、システム開始後、退職・再発がなくなったが、事業所としては、社内でスキルを学んだ専門的人材の確保というメリットがある。
- ・二次予防としては、心の健康診断と相談体制があり、一次予防としては、ラインの研修や中間管理職への人間関係をよくするための話し方・聴き方等のスキル研修を導入した。また、安全衛生委員会で「心の健康づくりハンドブック」を作成し、専門職全員に配布している。
- ・心の健康づくり活動のポイントとして、①トップの理解、②安全衛生委員会の活用、③できることから始める、の3点をあげたい。また、職場復帰を効果的に実施するためのポイントは、①窓口の設置、時に相談すればよいかを従業員各人が知っていること、②個人情報保護の徹底、③身体的な疾患の場合と同じシステムであること、④組織・管理職とのコミュニケーション、さらに、⑤社内研修の実施をあげたい。⑥嘱託産業医の活用や外機関との連携、も重要である。

◇ 高知県庁における職場復帰の取り組み～産業医の立場から

杉原由紀氏（高知県労働部職員厚生課）



- ・平成18年度から1ヶ月以上の病気休暇・休職中の職員を対象に、職場復帰プログラムを実施している。この支援プログラムは、①本人の職場復帰希望と主治医の復帰可能の診断書が出た場合に開始する。②まず、産業医・担当の保健師が本人・職場と相談して支援プログラムの実施計画と内容について相談する。同時に、本人の了解を得て職場の職員にも説明し、理解を求め受け入れ態勢を整える。③出勤は1,2時間から始めて徐々に延長するが、必要に応じて主治医と情報交換やプログラムの変更を行う。専門医または産業カウンセラーとの相談、産業医または保健師の職場訪問で経過をみた後、審査会での検討を経て本格的な復帰となる。
- ・現在、8,7割が職場復帰しているが、産業保健スタッフが、病気休暇中から本人、職場関係者と面談することで、プログラムの円滑な活用や復帰者が増加しているとの印象をもっている。
- ・産業医としては、①可能であれば、病気休暇の開始前後に本人との面談を行う。また、相談窓口としての産業医や産業保健スタッフを知ってもらうことに努めている。②研修等で職場の通解はすすんでいるが、具体的な対応では悩んでいる場合も多く、本人、職場、主治医との調整に入ることも多い。③主治医の意見書は、職場の環境や職務の実態が反映されていない場合も少なくない。そこで、産業医として、職場巡視や相談等で把握した情報に基づいて、就業上の配慮の検討などに関わっている。医師の立場で主治医と情報交換することも意義が大きい。
- ・以前は、嘱託産業医として職場のメンタルヘルスに関わっていた。嘱託産業医の場合は、職場復帰のすべての過程には関われないが、職場巡視や安全衛生委員会等事業所の訪問時に合わせて本人と面談するなど、主治医との連携による復職のタイミングの判断や、復帰プログラムの内容の検討などは十分に可能と考える。事業所としても、産業医を活用していただければと思う。

◇ 障害者職業センターのリワーク支援

竹本真直氏（高知障害者職業センター）



- ・障害者職業センターは、就職や休職、就業中の方の仕事に関する相談などにおける公的な支援機関であるが、業務の一つとして「リワーク支援」を行っている。
- ・「リワーク支援」は、うつ病等で休職し、日常生活は一定できるようになった、主治医からもそろそろ復職をしてもという話が出ているが、体力的に不安がある、急に8時間働くのは難しいかなといった方が対象になる。利用者は休職4ヶ月から、3,4年、利用期間は3ヶ月から半年程度が多く、利用のきっかけは主治医からが多い。スタッフは3名で対応している。
- ・リワーク支援は、基本的には会社と本人、主治医の3者の合意を取ってすすめる。その際同意書にサインをいただく。職業センターが関わること、プログラムの内容に関する同意で、サインは担当者でよい。
- ・支援の最初の目標は、「外出に慣れていただく」ということ。決まった場所に決まった時間に来ていただくことが重要で、呼吸法とか、自律訓練法とかのリラックスの方法の習得、ペーパークラフトやパズルなど興味のある課題をこなすことで、たとえば10時から3時まで体力的にどうかをいう訓練をする。
- ・その後、職場の習熟になれるため、作業をする。作業の内容は、本人と相談して決める。また、会社で実際に起こったストレスになる状況への対処などについて相談することもある。
- ・次の段階がリハビリ出勤となる。会社によってこの制度がある場合とない場合があるが、メリットとしては会社の働きに取り残されないということ、デメリットとしては休職中なので事故等への保障がない、原則として実務はできないといったことがある。
- ・経過はケースによってさまざまであるが、事業所の相談にも応じている。大いに利用していただきたい。

産業医学研修会のご案内

当センターでは、平成20年1月から平成20年6月までの間に下記のとおり産業医学研修会を開催いたします。皆様のご参加をお待ちしております。

記

- ・ 会 場 No.10.12.13.1.2.3 高知県高知市本町4-2-40 ニッセイ高知ビル4階研修室
No.11 高知市城山町 270番地 高知鏡川病院睡眠医療センター内
- ・ 定 員 30名。但しNo.11の实地研修のみ20名。
- ・ 申込期限 開催日の1週間前まで。ただし、定員に達し次第締め切らせていただきます。
- ・ 受講料 無料です。
- ・ 申 込 24頁の「受講申込書」に必要事項を記入のうえ、当センターまでFAXにてお送り頂くか、当センターHPより申し込みください。

No.	開催日時	研修内容・講師（予定）	単 位 （申請中）
10	平成20年1月26日（土） 14時00分～16時00分	アスベストの健康影響の疫学 ～職場と近隣～ 石綿の健康影響は、従来から課題となってきた職場だけでなく、2005年クボタ旧石綿工場の周辺での中皮腫発生が知られ、社会的注目を集めた。それを契機に行われた近隣の疫学調査の結果を踏まえ、職場労働者及び近隣の一般住民を視野に入れた健康影響の実態や対応のあり方について解説する。 講師 車谷 典男 氏 奈良県立医科大学 教授	定員に達しました 生涯専門 2単位
11	平成20年2月16日（土） 14時00分～16時00分	睡眠時無呼吸症候群 ～診断と治療について～ 睡眠時無呼吸症候群は、健康への悪影響だけでなく日中に強い眠気を伴うことから、運転労働など産業現場においても、その診断・治療の必要性が重要な課題となってきた。この疾患の最近の知見を解説すると共に、診断・治療の実際について、睡眠医療センターの設備・機器を用いて具体的に紹介する。 講師 川田 誠一 氏 高知鏡川病院睡眠医療センター 所長	定員に達しました 生涯実地 2単位
12	平成20年3月13日（木） 14時00分～16時00分	長時間労働者への対応 過重労働問題の基本である長時間労働への対応のあり方について解説し、医師による面接指導の実際について経験事例を通して述べる。 講師 昇 淳一郎 氏 パナソニック四国エレクトロニクス(株) 専属産業医	生涯専門 2単位
1	平成20年4月10日（木） 14時00分～16時00分	職業性呼吸器疾患の画像診断 職業性呼吸器疾患の画像診断について、2000年度版国際じん肺分類に従って、症例写真の分類研修を行います。わが国のじん肺法の分類もILOに準拠しており、考え方は参考になると考えられます。 講師 菅沼 成文 高知大学医学部 教授	生涯実地 2単位

No.	開催日時	研修内容・講師（予定）	単位 （申請中）
2	平成20年5月10日（土） 14時00分～16時00分	職場の衛生管理と安全配慮義務 近年、職業性疾患だけでなく、作業関連疾患等についても、事業者の民法上の責務が問われる例が増えています。その動向について紹介します。 講師 宮本 俊明 新日本製鐵君津製作所 主任医長	生涯専門 2単位
3	平成20年6月12日（木） 14時00分～16時00分	労災保険制度と認定基準 労災保険制度の概要と認定基準に関する最近の動向について説明します。 高知労働局労災補償課長 労働安全衛生行政の現状について 安全衛生に関する法令等の改正事項と重点目標を中心に労働安全衛生行政について解説します。 高知労働局安全衛生課長	生涯更新・ 専門 2単位

「職場における喫煙対策研修会」のご案内について

日 時 平成20年3月4日（火） 13時30分～16時00分（予定）
 場 所 高知会館（高知市本町5-6-42） 電話：088（823）7123
 対 象 者 事業主、産業医、医師、保健師、看護師、衛生管理者、喫煙対策担当者等
 参加費用 無料
 募集人数 80人
 内 容

研修内容（テーマ）	時 間	講 師
職場の受動喫煙対策について	1時間	特定医療法人仁生会 細木病院 内科部長 医学博士 北川 隆夫
喫煙環境の測定とその評価	1時間	門田労働衛生コンサルタント事務所所長 高知産業保健推進センター基幹相談員 門田 義彦

申 込 24頁の「受講申込書」に必要事項を記入の上、当センターまでFAX又は郵送でお送りしていただくほか、当センターのホームページよりお申し込みください。

本研修は日本医師会認定産業医研修として申請するものです。

基礎研修「後期1単位・実地1単位」又は生涯研修「専門1単位・実地1単位」

産業保健セミナーのご案内

当センターでは、衛生管理者、事業主、労務担当者、保健師、労働者等、産業保健関係者に対して実践的な能力向上のため、産業保健セミナーを開催しています。平成20年1月～平成20年6月までの間に開催するセミナーは次のとおりでありますので、ぜひご聴講下さい。

- ・ 会 場 高知県高知市本町4-2-40ニッセイ高知ビル4F 高知産業保健推進センター研修室
- ・ 定 員 30名
- ・ 申込期限 開催日の1営業日前まで。ただし、定員に達し次第締め切らせていただきます。
- ・ 受講料 無料です。
- ・ 駐車場 当センターは駐車場がありませんので、公共交通機関等をご利用ください。
- ・ 申 込 24頁の「受講申込書」に必要事項を記入の上、当センターまでFAX又は郵送でお送り頂くか、当センターHPよりお申し込み下さい。

No.	開催日時	テーマ・内容	講師
18	H20.1.10 (木) 14:00～ 15:30	屋外作業場における作業環境に関するガイドラインについて ガイドラインの趣旨、測定の対象となる屋外作業場、作業環境の測定方法及び測定結果の評価並びに必要な措置等について説明します。	川村 清雄 (株)東洋技研・環境技術 センター技術顧問 (基幹相談員)
19	H20.1.29 (火) 14:00～ 15:30	「食事の質」「生活リズム」と命の営み ～その2～	川村 美笑子 高知女子大学生生活 科学部教授 (特別相談員)
20	H20.2.7 (木) 13:00～ 16:00	AED取扱講習 心臓に電気ショックを与えて救命を図る自動対外式除細動器の取り扱いについて。	高知市消防局 救急救命士
21	H20.2.14 (木) 14:00～ 15:30	脳卒中 ～脳梗塞を中心に～ 長年の生活習慣が原因とされている恐ろしい脳卒中。この機会に知識と理解を深めよう。	森岡 茂治 老人保健施設シルバー マリン医師 (基幹相談員)
22	H20.2.25 (月) 14:00～ 15:30	これからの健診・保健指導とメタボリックシンドローム 平成20年度からの健診を中心に	五十嵐 恵子 高知県総合保健協会保 健指導課長 (基幹相談員)
23	H20.3.10 (月) 14:00～ 15:30	やさしく読み解く労働安全衛生法 労働安全衛生法・関係法令について、事業場における安全衛生管理体制と衛生管理に関する基本的事項を解説します。	樋口 悠紀夫 元高知労働基準監督署 署長
24	H20.3.21 (金) 13:30～ 15:00	嗜癖問題の考え方 ～お酒、過食、ギャンブル等～	伊藤 高 いとうクリニック 院長 (基幹相談員)
1	H20.4.9 (木) 14:00 ～15:30	過重労働対策とメタボリックシンドロームの概念を中心にすえた特定健診 近年、相次いで施行されたこの2つの法改正の内容と背景の理解	坪崎 英治 高知検診クリニック院長 (基幹相談員)

No.	開催日時	テーマ・内容	講師
2	H20.5 14:00～ 15:30	労働安全衛生法と衛生管理 労働安全衛生法・関係法令について、事業場における安全衛生管理体制と衛生管理に関する基本的事項を解説します。	樋口 悠紀夫 元高知労働基準監督署 署長 (基幹相談員)
3	H20.5 14:00～ 15:30	メンタルヘルス指針と職場での対応 厚生労働省の指針の概要と指針に沿った職場における対応の実際について、職場復帰システムを含めて解説します。	槇本 宏子 高知大丸保健師・産業 カウンセラー (特別相談員)
4	H20.6 14:00～ 15:30	労働安全衛生行政の動向と展開について 安全衛生に関する法令改正、第11次労働災害防止計画及び平成20年度高知労働局労働行政運営方針の重点事項等を中心に解説します。	大野 義文 高知労働局安全衛生課 主任衛生専門官
5	H20.6.18 (水) 14:00～ 15:30	企業のメンタルヘルス対策～今、なすべきこと～ 精神の障害による労災認定件数も増加傾向にある状況下、ますます重要となる職場のメンタルヘルスケアの取り組みについて企業がなすべきこと果たすべき役割等について具体的に説明します。	森 由枝 森社会保険労務士事務 所所長 (基幹相談員)

産業保健相談員勤務表

平成20年1月1日現在

	月	火	水	木	金
第一			坪崎 (産業医学) 森 (カウンセリング)	労働衛生工学 相談員	伊藤 (メンタルヘルス)
第二	樋口 (労働衛生関係法令)		坪崎 (産業医学)	森岡 (産業医学) 労働衛生工学 相談員	町田 (産業医学)
第三		森木 (産業医学)	森 (カウンセリング)	労働衛生工学 相談員	伊藤 (メンタルヘルス)
第四	樋口 (労働衛生関係法令) 五十嵐 (保健指導)			労働衛生工学 相談員	熊野 (産業医学)

※1 相談時間は、全て13:00～17:00までとなっております。

※2 木曜日の労働衛生工学に関しては、門田・中西・川村の3名でローテーションしております。

産業医学研修会・産業保健セミナー等受講申込書

※ ↑ご希望の方を○で囲んでください

高知産業保健推進センター あて(Fax 088-826-6151)

次のとおり申し込みます。

受講希望研修会及びセミナー

番号	開催日	テーマ	センター受付番号
	平成 年 月 日		
	平成 年 月 日		
	平成 年 月 日		
	平成 年 月 日		

申込者(受講者)に関する事項

該当する項目をご記入下さい。□にはチェックをいれて下さい。

事業場名			
業 種			
所 在 地	〒 -		
連絡先 電話番号	(☐ 職場 ☐ 個人) - -	Fax	(☐ 職場 ☐ 個人) - -
E-mail	(☐ 職場 ☐ 個人)		
所属部署		職名	
職 種	☐ 産業医 ☐ 事業主 ☐ 保健師 ☐ 看護師 ☐ 衛生管理者・推進者 ☐ 労務管理担当者 ☐ 産業保健機関 ☐ その他		
受講者氏名	ふりがな		

以降は、**産業医学研修会を申込みの方のみ記入**をお願いします。

産業医認定番号		資格更新期限	平成 年 月
産業医学研修会受講票送付先 (事業場への送付を希望される 方は、同上とご記載下さい。)	〒 -		

センター仮受付印

殿

お申し込み頂きました産業医学研修会・産業保健セミナーの件につきまして、

☐参加を受付しました。

(産業医学研修会を申込の方には、後日受講票を送付いたします。)

☐ 定員を越えている為、受付できません。

恐れ入りますが、またの機会にお願い致します。

新着ビデオの紹介

貸出方法 当センターへご来所いただくか、宅急便での送付もいたします。(送料は利用者負担となります)

貸出期間 原則として1週間

貸出数 1回につき5点まで

申込方法 当センターへご来所いただく場合には利用者カードと貸出希望のものを一緒に添えて係にお渡し下さい。宅配をご希望の方は、FAXにて利用者申込用紙を送信してください。なお、初めてご利用の方は、利用者登録申込用紙を併せてお願いいたします。(各用紙はご連絡いただければFAX等でお送りいたします。また、ホームページからダウンロードが可能です。)

貸出無料

ご利用方法及び各ビデオの内容説明は、当センターホームページにてご覧いただけます。
(<http://www.kochisanpo.jp/>)

No.	ビデオタイトル
2110012	実践！一人KY ～撲滅、不安全行動～
2110079	どう始める？リスクアセスメント ～再発防止から予防安全へ～
2110333	心肺蘇生とAEDの使い方 ～救急車が来るまでに～
2110334	わたしたちのからだと健康＜第2版＞ ⑩応急手当と健康 ファーストエイド、その理論と実践
2110422	ドキュメント 追突事故 交差点事故 ～事故から学ぶ安全運転～
2110423	検証 不注意、思い込み運転が事故を呼ぶ！
2110424	明日はあなたかもしれない ～交通事故、個人の責任・企業の責任～
2120160	監督官はココを見る ～元監督官が語る現場の臨検～
2130116	もしもの時の応急処置マニュアル ～熱中症～
2140750	メタボ撃退！実践シェイプアップ ①行動変容編 正しく理解し変えようライフスタイル
2140751	メタボ撃退！実践シェイプアップ ②実践編 見つけよう！あなたに合ったシェイプアップ
2140752	メタボリックシンドロームを予防する ～ボディデザイン体操～
2140753	メタボリックシンドローム ～あなたは大丈夫？！～(DVD)
2140770	働きつづけてよかった ～私たちの妊娠・出産・子育て体験～(DVD)
2160013	あなたを守る3つのポイント ～使い捨て式防じんマスクの正しい使い方～
2160125	ハガにゃん教授の自分でできるヒューマンエラー対策10 ①事故頻度トップ3の対策編
2160126	ハガにゃん教授の自分でできるヒューマンエラー対策10 ②安全対策の基本編
2160127	ハガにゃん教授の自分でできるヒューマンエラー対策10 ③日頃の心がけ編
2160143	危険の実感 墜落した男の訴え ～7メートル下に落ちた男の証言～
2160304	土木工事における作業員の法的義務 ～自己安全義務とは～
2170053	職場のメンタルヘルスケア 部下の「うつ」上司にできること ～早期発見から復職支援まで～(DVD)
2170076	新人・若手社員のセルフケア ～ストレスと上手につきあうスキル～
2170148	かかえていませんか メンタルトラブル ～経営者、管理者が進める解決法～

図書・ビデオ・機器等 利用申込書

利用者番号

受 付 日

平成 年 月 日

1. 利用者関係等

ふりがな			該当職務を○で囲んでください。	
利用者氏名			1.産業医 2.認定産業医 3.専属産業医 4.保健師・看護師 5.事業主 6.衛生管理者 7.労務担当者 8.行政関係者 9.各種団体関係者 10.その他	
所属事業所名				
所在地				
TEL	() -	FAX	() -	
URL	http://		e-mail	@
事業内容			労働者数 男： 人 女： 人 計： 人	
備考				

2. 利用物件等

種 類	番 号							図書名・ビデオ名・機器名	貸 出 日	返却予定日
図 書 ビデオ 機 器									年 月 日	年 月 日
図 書 ビデオ 機 器									年 月 日	年 月 日
図 書 ビデオ 機 器									年 月 日	年 月 日
図 書 ビデオ 機 器									年 月 日	年 月 日
図 書 ビデオ 機 器									年 月 日	年 月 日
送付方法（どちらかに必ず表示を）								来所 宅配（着払い）		

*貸出しは無料ですが、1回に5点まで、返却は原則として1週間以内をお願いします。

*ビデオテープの複製は厳禁とさせていただきます。

*機器に関しては、貸出し・返却とも来所においてお願いします。

*測定用機器類は、研修用機器であり、精度管理を行っていませんので、数値の補償はされません。

*図書・ビデオに関しては、宅急便等（利用者負担）による貸出しも行っています。（貸出期間は、到着日から1週間以内）

*図書・ビデオの返却を宅急便等（利用者負担）でされる場合は、保護・取扱いにご注意願います。

*初回の利用者登録済みの方は、次回から「利用者カード」を持参下さい。

* 申込書はコピーしてご利用下さい。FAXでも受け付けております。

「こうちさんぽメールマガジン」の配信希望案内について

概要

センターでは2007年2月より、原則として毎月1日にメールマガジンを配信します。その主な内容は、相談員のアドバイス、産業保健 Q&A、労働災害の事例、事業内容やトピックス、研修・セミナー等の情報、ビデオ等新着教材の紹介等になります。当センターのホームページで詳細をご確認頂けるものですが、定期的チェックの機会としてのご活用を頂けたらと思います。

なお、このメールマガジンは、当センターホームページとは別に weblog「こうちさんぽ weblog」を用いて運用・配信し、そこに投稿された記事をメールマガジンとして受け取る事ができる仕組みです。

そのメールマガジンの配信のタイミングは、毎日1回配信されるというものでは無く、こうちさんぽ weblog の記事の更新が行われた場合、その翌日の午前10時ごろに登録された申込者宛にメールマガジンが自動的に配信されます。

申し込み方法

以下のサイトから申し込み登録をお願いいたします。なお、解除もオンライン可能です。

こうちさんぽメールマガジン案内URL : <http://www.kochisanpo.jp/mailmagazine/index.html>

なお、Emailが受け取れない環境にある方に対しては FAX にてメールマガジンを送信するサービスも行っておりますので、FAXでの配信ご希望の方は、以下の連絡表にてお申し込み下さい。

高知産業保健推進センター殿

FAX 088-826-6151

こうちさんぽメールマガジンFAX希望連絡表

平成 年 月 日

配信希望先FAX番号 :		
氏名(ふりがな)※必須	勤務先名・所属部課名等※必須	電話番号(勤務先電話番号)※1
()		
住所※1 (勤務先所在地)		
職種	☐ 事業主 ☐ 産業医 ☐ 一般医師 ☐ 安全衛生推進者 ☐ 産業看護職 ☐ 労務担当者 ☐ 一般労働者 ☐ その他()	

※1: 配信不能になった時の連絡先として使用するものです。

高知産業保健推進センター TEL 088-826-6155
 〒780-0870 高知県高知市本町 4-2-40 ニッセイ高知ビル 4 階
 ホームページ <http://www.kochisanpo.jp/>

高知産業保健推進センター 相談員のご紹介

1 基幹相談員

担当分野	氏名	所属	専門分野	勤務日
産業医学	森岡 茂治	介護老人保健施設シルバーマリン医師	じん肺、保健指導、健康管理	第2・木曜日
	熊野 修	リハビリテーション病院・すこやかな杜院長	筋骨格系疾患	第4金曜日
	坪崎 英治	高知検診クリニック院長	消化器、健康評価、保健指導、健康指導、じん肺、振動障害	第1・2水曜日
	森木 光司	森木病院院長	循環器、人工透析	第3火曜日
	町田 健一	高知病院医師	呼吸器、内科	第2金曜日
労働衛生工学	門田 義彦	門田労働衛生コンサルタント事務所所長	労働衛生工学	木曜日ローテーション
	中西 淳一	東洋電化工業(株)環境部研究開発課課長	労働衛生工学	
	川村 清雄	(株)東洋技研技術顧問	労働衛生工学	
メンタルヘルス	伊藤 高	いとうクリニック院長	メンタルヘルス	第1・3金曜日
労働衛生関係法令	樋口 悠紀夫	元高知労働基準監督署署長	労働衛生関係法令	第2・4月曜日
カウンセリング	森 由枝	森社会保険労務士事務所所長	カウンセリング	第1・3水曜日
保健指導	五十嵐 恵子	高知県総合保健協会保健指導課長	保健指導	第4月曜日

2 特別相談員

担当分野	氏名	所属	専門分野	勤務日
産業医学	杉原 由紀	高知県総務部職員厚生課職員健康推進監	保健指導	
メンタルヘルス	宮崎 洋一	近森病院第二分院副院長	メンタルヘルス	
	徳平 繁行	一陽病院院長	メンタルヘルス	
	久保田 聡美	近森病院看護師長	メンタルヘルス	
保健指導	川村 美笑子	高知女子大学生生活科学部教授	栄養生理学、保健栄養学	
	奴田原 淳	奴田原歯科医院院長	歯科	
	江淵 有三	江淵歯科診療所院長	歯科	

3 地域相談員

担当分野	氏名	所属	専門分野	勤務日
産業医学	高知 島本 政明	島本病院院長	消化器	
	高知 古賀 真紀子	早明浦病院院長	小児科	
	須崎 田村 章	田村外科院長	一般外科、消化器外科	
	中村 清谷 知郎	清谷医院院長	メンタルヘルス	
	安芸 楠瀬 賢三	楠瀬医院	内科	

自発的健康診断受診支援助成金のご案内

支給対象者

(次の要件を全て満たすとともに、自発的健康診断を受診した方です。)

- ① **常時使用される労働者**
(1週間の労働時間が通常の労働者の所定労働時間数の4分の3以上の方も含まれます。)
- ② **自発的健康診断を受診する日前6ヶ月の間に1ヵ月当たり4回以上(過去6ヶ月で合計24回以上)深夜業に従事した方**
(深夜業とは、午後10時から翌日の午前5時までの間における業務をいいます。勤務時間の一部でも午後10時から午前5時までの時間帯にかかる場合は「深夜の業務」とあります。)
- ③ **今年度にこの助成金の支給を受けたことがない方**
(国直営事業・官公署の事業等の労働保険非適用事業に係る労働者は対象となりません。)

助成金額

自発的に受診した健康診断に要した費用(消費税を含む)の3/4に相当する額が助成されます。ただし、その3/4に相当する額が、7,500円を超える場合の支給額は7,500円とします。

上限 7,500円



- ※ 自発的健康診断とは、授業主の行う**定期健康診断以外**に労働者個人の意思で受ける健康診断をいいます。
- ※ 人間ドックにも利用できます。

高知産業保健 推進センターの業務

窓口相談・実地相談

産業保健に関する様々な問題について、専門スタッフがセンターの窓口、電話等で相談に応じ、解決方法を助言します。



CONSULTATION

情報の提供

産業保健に関するビデオ、図書等の閲覧、貸出しを行います。また、定期的に情報誌を発行します。



INFORMATION

研修

産業保健に関する専門的かつ実践的な研修を実施します。また、各機関、各団体が実施する研修について、教育用機材の貸与、講師の紹介を行います。



STUDY

広報・啓発

職場における産業保健の重要性を理解していただくため、事業主セミナーを開催します。



SEMINAR

調査研究

産業保健活動に役立つ調査研究を実施し、その結果を提供します。



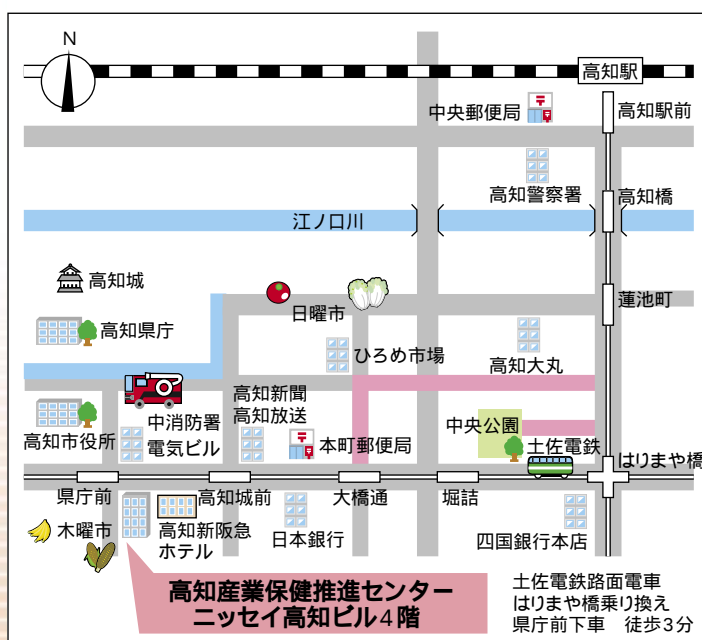
RESEARCH

助成金の支給

深夜業に従事する労働者が自発的に健康診断を受診した場合、助成金(費用の3/4、上限7,500円)を支給します。



SUBSIDY



**無料
です**

ご利用いただける日時

休日を除く毎日 AM9:00~PM5:00
(休日は毎週土・日曜日及び祝日、年末年始)



独立行政法人労働者健康福祉機構

高知産業保健推進センター

〒780-0870

高知県高知市本町4-2-40ニッセイ高知ビル4階

TEL 088-826-6155(代) FAX088-826-6151

■ ホームページ

<http://www.kochisanpo.jp/>

■ Eメール

info@kochisanpo.jp